

令和8年

第2回市議会定例会 意見書案第9号

殺傷能力を有する武器輸出の容認撤回を求める意見書

上記の意見書案を函館市議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和8年6月8日提出

函館市議会議長 金澤浩幸様

| | | |
|-----|---------|-------|
| 提出者 | 函館市議会議員 | 富山悦子 |
| 同 | 同 | 市戸ゆたか |
| 同 | 同 | 紺谷克孝 |

殺傷能力を有する武器輸出の容認撤回を求める 意見書

政府は2026年4月21日、「防衛装備移転三原則」とその運用指針の改定を閣議決定し、殺傷能力を有する武器輸出を可能にしました。

これまで日本では、1967年に佐藤栄作首相が「武器輸出三原則」を国会で表明し、1976年には三木武夫首相が三原則対象国以外の国においても武器輸出を慎むとして、実質的に全面禁止の立場をとってきました。2014年に「防衛装備移転三原則」を策定した際にも、殺傷能力を持たないとされる「5類型（救難、輸送、警戒、監視、掃海）」に限定されてきました。

しかし、政府が4月に行った「防衛装備移転三原則」とその運用指針の改定によって、戦闘機や護衛艦、潜水艦など殺傷・破壊能力を持つ「自衛隊法上の武器」の輸出を可能にしました。輸出対象国は「防衛装備品技術移転協定」の締約国とされていますが、新たな協定締結により対象国は拡大できるために制約とはなり難いものです。また、紛争当事国への武器輸出も「我が国の安全保障上の必要性を考慮して特段の事情がある場合」は例外にするという規定まで設けられました。

日本が生産・輸出する武器によって他国の人々の命を奪うことは、日本国憲法の平和理念に反するものです。また、多くの犠牲者を生んでいる世界各地での戦争や武力紛争を助長しかねません。

よって、政府並びに国会は、「防衛装備移転三原則」とその運用指針による殺傷能力を有する武器輸出の容認を撤回することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和8年6月 日

函館市議会議長 金 澤 浩 幸